

○公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和 8 年 9 月 28 日

茨城県知事 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 委 託 事 業 名 令和 8 年度インバウンド向けファムツアー実施事業

(2) 委託事業の目的 物価高騰に伴う県内サイクルルート沿線での消費額減少、サイクリスト宿泊者数減少の救済措置として、短期的にはサイクリングを活用した誘客促進、長期的には恒常的な需要を喚起するため、海外の旅行会社等を対象とした県内宿泊を伴うファムツアーを実施し、海外における認知度及びブランドイメージの向上や県内サイクリング等の体験型のツアー造成を促進し、本県への誘客を図るとともに、県内サイクルルート沿線の宿泊者数及び観光事業者等に対する消費額の増加を図る。

(3) 委託事業の内容 令和 8 年度インバウンド向けファムツアー実施事業仕様書のとおり

(4) 委 託 期 間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(5) 見 積 限 度 額 2, 4 9 9, 2 0 0 円

(取引に係る消費税額及び地方消費税を含む) 以内

※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 資格要件

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(6) 過去 5 年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有するものであること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記（2）の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

(プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。)
なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥配置予定者の専門性・実績
会社の業務実績	⑦同種及び類似業務の実績

4 手続き等に関する事項

- (1) 担当部局 茨城県政策企画部スポーツ推進課 サイクリング担当
〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
電 話 029(301)2735
FAX 029(301)2847
E-mail chikei4@pref.ibaraki.lg.jp

5 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、令和8年10月2日(金)17時まで、担当部局にてFAX・電子メール等で受け付ける。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(1) 提出先

4(1) 担当部局に同じ。

(2) 回答方法

質疑は令和8年10月6日(火)17時までにFAXもしくは電子メールにより回答する。

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

- ①企画提案提出書(様式1号) 1部
- ②過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式2号) 4部(記名1部+無記名3部)
- ③企画提案書(任意様式) 4部(記名1部+無記名3部)
企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。
 - ア 業務内容に関する具体的な企画案
 - イ 業務実施体制、作業工程
 - ウ 企画競争参加者の概要等
 - ・企画競争参加者の概要
 - ・担当者名及び連絡先
- ④見積書(任意様式) 4部(記名1部+無記名3部)
- ⑤資格要件に係る申立書(様式3号) 1部

(2) 提出期限 令和8年10月13日(火)17時必着

(3) 提出方法 持参又は送付(送付記録が残るもの)に限る。

(4) 提出先 4(1)の担当部局に同じ。

7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。